

シリーズ 市を目指して

皆さんの疑問にお答えします

「市制のメリット・デメリット」



先に開催した市制施行住民説明会で「市になったときのメリットやデメリットを示してほしい」との意見が多数寄せられました。今回は、説明会で行った説明、参加者からの意見やアンケートを参考に、デメリットと懸念されることに対する町の考え方を整理しました。メリット・デメリットについては、個人的な事情によって、その内容や影響が大きく異なるものと考えられますので、みなさんの市制に関する考え方の参考にしてください。

問合せ先 市制施行準備室(内線255)

変わること

デメリットと懸念されること

町の考え方

福祉事務所の設置

職員の業務量が増え、かえって福祉全体のサービスの質が低下するのではないかと懸念されています。

市になると福祉事務所を設置し、社会福祉主事(ケースワーカー)を置きます。このことにより、地域の実情や住民生活の事態などを的確に把握し、より身近できめ細やかな対応が可能となり、福祉サービスを一層充実させることができます。

これまで国と県が負担していた経費のうち、県の負担分が市の負担となるため、多額の経費が必要となるのではないかと懸念されています。

現在、県が行っている生活保護の決定や障害児手当、児童扶養手当の支給事務などを市が直接行うことになり、これらに係る経費として年間約1.5億円必要と試算していますが、住民の誰もが安心して生活できるようサポートするために必要な経費と考えています。

「長久手町」から「○○○市」に変更

住所表示の変更により、住民や企業、事業者にとっては、煩雑な手続きや臨時的な経費が発生するのではないかと懸念されています。

一時的に変更に要する費用が発生しますが、まちの「都市的イメージ」が大きなPR効果を生み、今まで以上に住民の市民としての誇りや市民意識の高揚によるまちづくりへの参加、企業のイメージアップによる経済活動の活性化が期待でき、十分費用に対する効果があると考えています。

市への移行に伴い、行政では臨時的な経費が必要となるのではないかと懸念されています。

施設名称、表示物の変更や電算システムの改修などで、一時的に約2億円の臨時的経費が必要となりますが、市になることで住民への行政サービスは向上するため必要な経費と考えています。

将来的な権限移譲

250の事務が市になると移譲されるとあるが、業務が増えてかえって行政サービス全体の低下を招くのではないかと懸念されています。



権限移譲は大部分が市に対するものであり、町にはほとんど行われません。権限移譲によって、例えば保育所や特別養護老人ホームなどの設置認可や業務改善命令が可能となり、地域の実情に応じた業務を行うことができるようになります。こうした業務の移譲は、一度ではなく徐々に行われるため、無理なく受けることが可能と考えています。

変わること

デメリットと懸念されること

町の考え方

市街化区域農地の課税方法の変更

市街化区域内の農地は、場所によっては税負担が増える箇所もあるのではないかと。



市になると、市街化区域内では農地として継続していけるか不安である。

土地の評価が変わらなければ、長湫西部、東部、中部の区画整理地内の農地では税額は若干下がります。それ以外の市街化区域内の農地は、場所によっては税額が上昇するところもあります。

税額にさほど影響がなければ農地として継続可能であり、要件を満たせば生産緑地の指定という選択もあります。

生産緑地制度の導入

面積が500㎡以上などさまざまな要件を満たさなければ、生産緑地として指定を受けられない。

農地以外の土地利用に対し、さまざまな制限が発生する。

所有者が異なっても隣の農地と合わせて500㎡以上あれば一団の土地として指定が受けられるなど、現在、具体的なルールづくりを行っています。

農地としての土地利用を前提として生産緑地に指定しますが、固定資産税・都市計画税は市街化調整区域並みの安価な税額となります。

法律上の議員定数の上限変更

地方自治法上の議員定数の上限が26人から30人になるため、市になったら議員定数が増えて、議員報酬も上がるのではないかと。

町条例では、現在定数を20人と定めていますが、市に移行した場合の定数は議会で検討します。また、市長の給料や市議会議員の報酬は「特別職報酬等審議会」の答申を受け、議会の議決を経て決定します。

選挙制度の変更

選挙にかかる必要経費が増えるのではないかと。



国や県による選挙の場合には、必要経費は国や県からそれぞれ決められた基準に基づき、市町村に支給されますが、市の方が町村より多く支給されます。また、市長選挙や市議会議員選挙の場合には、以下の主な変更点が生じるため、必要経費の増加が見込まれます。

項目	市	町
選挙運動に使用できるはがきの枚数	市長選挙 8,000枚まで 市議会議員選挙 2,000枚まで	町長選挙 2,500枚まで 町議会議員選挙 800枚まで
告示日	選挙日の7日前までに告示	選挙日の5日前までに告示